

## ◎学校生活

### ・生徒心得

真理と正義を愛し、常に栗東高校生としての自覚のもとに、責任を重んじ、自主的な態度をもってたくましい身体と精神を養い、よりよい校風の樹立に努める。

### 1 礼儀

学校内外において、互いに気持ち良くあいさつを交わす。

言葉遣いは丁寧に、節度ある行動を心掛ける。

### 2 服装及び所持品

(1) 服装は学校の規定に従い制服（学校指定服）を着用し、清潔を心がけること。

(2) 制服は学校を象徴する大切なもの、一人一人が自覚と誇りをもって着用すること。

(3) 制服以外の服は異装とみなし、指導の対象とする。

### ・制服（学校指定服）

昨今の気候変動を鑑み、ブレザー、スラックス、スカート、カッターシャツ（長袖・半袖）、ネクタイ、ベスト、セーターを制服する。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ブレザー	■											
ネクタイ	■ ブレザー着用時はネクタイを着用											
スラックス・スカート	■											
カッターシャツ	■											
セーター・ベスト	■											

(1) スラックス、スカート、カッターシャツは通年着用とする。

(2) ネクタイ着用は任意とするが、ブレザー着用時は合わせてつけること。

(3) ブレザー・ベスト・セーターは気候・体調に合わせて着用すること。着用期間は限定しない。

(4) スカート丈は規定の長さとし変形をしないこと。

(5) 行事・式典など服装についてブレザー着用等の指示がある場合はそれに従うこと。

### ・防寒コート類

黒・紺・茶・グレー等で無地のもの。

### ・その他

(1) 男女とも頭髪にパーマ（ヘアアイロンを含む）をかけたり、染脱色したりしないこと。

(2) 化粧品やアクセサリ類を学校に持ち込んだり、使用したりしないこと。

(3) ソックスは、黒・紺・白色の柄のないものを着用すること。

(4) 校舎内では、学校指定のスリッパを使用すること。

(5) 所定の服装ができない事情が生じた場合は、異装許可願を提出すること。

- (6) カバンは、通学に適したカバンまたはスポーツバッグを使用すること。
- (7) 学校生活に不必要な物品や高額の金銭は持ってこないこと。
- (8) 自転車通学の生徒は、定められた駐輪場に整頓して入れ、必ず施錠をすること。
- (9) 自転車通学の生徒は、所定の登録票を自転車に貼り付けること。
- (10) スマートフォン、携帯電話の授業時間の使用は禁止。

### 3 校内生活

- (1) 始業時から放課後までの間に校外へ出ることは原則として禁止であるが、やむを得ず外出する場合は「外出許可証」を受け、これを携行する。
- (2) 校舎、校具を大切にし、万一壊した時は直ちに担任に届け出る。
- (3) 所持品には記名し、貴重品を身辺から離さなければならない時は貴重品カバンに入れ、先生に保管してもらう。
- (4) 所持品を紛失したり、金品を拾得した時は、直ちに生徒指導課に届ける。
- (5) 校内は常に美化整頓に努め、毎日掃除する。
- (6) 下校の際は窓、出入口等の戸締まりをしてから帰る。またカーテンは開けておく。
- (7) 下校時刻は16時40分を基準とする。  
上記時間以後居残る場合は担当の先生の指導を必要とする。
- (8) 部室は部活動以外の目的及び始業時から放課後までは使用してはならない。使用後は部長または責任者で施錠しておく。

### 4 校外活動

- (1) 通学には交通道德や公衆道德を守り、他に迷惑をかけないようにする。（自転車の並進・無灯火・2人乗り・傘さし・イヤホンを装着しながらの運転の禁止等）
- (2) 二輪・四輪については3+1ない運動（運転免許をとらない、二輪・四輪車を買わない、乗らない、乗せてもらわない）を守る。
- (3) アルバイトは原則禁止とするが、やむを得ない事情により行う場合は、生徒指導課にて手続きをし、許可を得ること。
- (4) 夜間の外出はなるべく避け、やむを得ない時は行先や帰宅予定時刻を家族に告げて出る。また、遅くとも、22時までには帰宅する。
- (5) 不健全な娯楽場、飲食店、遊技場等へ立ち入ってはならない。
- (6) 本人や家族ならびに学友に変事の起こった時は、直ちに担任に連絡する。